

飲食店等の感染防止対策を支援します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止には、市民の皆さんが利用する飲食店等での感染防止対策が欠かせません。本市では飲食店等が実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止への取り組みについて次のとおり支援します。

対象施設 市内に所在する飲食店（飲食店、居酒屋、バー・スナック等）※デリバリー・テイクアウト専門店を除く

支援内容



コールセンターの設置

飲食店での感染予防方法などの相談ができます。気軽に相談ください。

☎050-8880-6980



アドバイザーの派遣

飲食店にアドバイザーが直接訪問し、施設等の改修などについてアドバイスします。コールセンターで予約できます。



感染防止実践店として紹介

業種別ガイドラインをクリアした飲食店は専用ホームページで紹介します。また、感染防止実践店を証明するステッカーも配布します。

感染防止対策費の支援

補助金	小規模改修・備品購入費への補助	換気設備等の改修工事費への補助
対象	衛生環境の整備、換気の向上、密集接触の回避 (例: 空気清浄機、換気扇、サーキュレーター、アクリルパーテーションの設置など)	密閉空間の換気改善工事 (例: 換気能力向上のため設備や空調機器の新設、改修に伴う関連工事費用など)
補助金額	対象経費の9/10	
補助限度額	27万円	135万円

※非常事態宣言が全国に拡大された4月16日以降に実施した感染防止策のみ対象。

支援内容など詳しくは、コールセンター(☎050-8880-6980)または市ホームページへ。

(商業金融課 ☎096-328-2424)



新型コロナウイルス感染拡大で不安等を感じていませんか

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、仕事や生活に不安やストレスを感じていませんか? ストレス状態が長く続くと、気持ちやからだにさまざまな異変が現れます。

心の悩みについての相談窓口を開設していますので、悩みやストレスをひとりで溜め込まず、気軽に相談ください。

電話での相談

こころの健康センター

☎096-362-8100 (平日 午前9時～午後4時)
※9月7日～11日は午後6時半まで

厚生労働省 心の電話相談

☎0120-556-338 (午後6時～9時半)

SNSでの相談

厚生労働省
SNS心の相談



厚生労働省
こころのホットチャット
【LINE】



熊本市
こころの悩み相談
【LINE】



(精神保健福祉室 ☎096-361-2293)

後期高齢者医療 傷病手当金を支給します

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより仕事ができなかった期間で一定の要件を満たした場合、傷病手当金を支給します。申請には事業主等の証明が必要です。

対象者 後期高齢者医療に加入している方で次の①～③の要件を全て満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症(感染疑いを含む)の療養のため仕事ができないこと
- ②4日以上休んでいること
- ③休んだ期間について給与等がもらえないこと

申請方法や支給額など詳しくは、市ホームページまたは区役所区民課へ。



(国保年金課 ☎096-328-2290)

国民健康保険料の 減免制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯に対して、国民健康保険料を減免する制度があります。制度の適用を受けるには申請が必要です。

対象者 次の①～③の要件を全て満たす方

- ①令和2年中の事業収入等が、令和元年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免割合や申請書など詳しくは、市ホームページまたは区役所区民課へ。



(国保年金課 ☎096-328-2290)